

〈参考〉 非常配備に関する基準

| 種 別 | 配 備 基 準 |
|---------|---|
| 第1 非常配備 | <ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（浸水害）・大雨警報（土砂災害）・洪水警報・暴風警報 ・大雪警報・暴風雪警報・噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（噴火警戒レベル2相当）・震度4の地震 |
| 第2 非常配備 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策連絡本部及び地方連絡本部が設置されたとき ・震度5弱又は5強の地震が発生したとき ・津波警報が発表されたとき ・噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報が発表され、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす程度の噴火が発生し、又は発生すると予想されるとき（噴火警戒レベル3相当） |
| 第3 非常配備 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部及び地方本部が設置されたとき ・震度6弱以上の地震が発生したとき ・大津波警報が発表されたとき ・特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪）が発表されたとき ・噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、又は発生すると予想されるとき（噴火警戒レベル4相当以上） |

※北海道災害対策本部建設班災害対策実施要領及び振興局地域災害対策要綱から住宅への被害の恐れのある基準を抜粋

※（総合）振興局は、台風の発生などに伴い、災害対策（連絡）本部及び地方（連絡）本部が設置された場合は、指定管理者に対して、その旨の連絡を行い、被害の把握など必要な対応を指示